

通関関係書類の簡素化に関するQ&A

※色付き箇所は、前回掲載分(H24.9.24現在)からの変更点

(H24.10.30現在)

| 番号 | 項目 | 設 問 | 回 答 |
|----|------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 書類提出 | 非該当証明書の提出可否 | 薬監証明書等他法令に該当しないことを証明する書類(非該当証明書)については、引き続き、税関へ提出していただく必要があります。 他法令の非該当証明書を税関に提出する必要がある場合は、輸出入申告時に当該コードを適切に入力していただくようお願いいたします。 |
| 2 | 書類提出 | 減免税適用のための提出書類のないもの | 説明会資料の注の②の関係で、通関関係書類の提出を省略することができるもの、つまり減免税適用のための提出書類のないものはどのようなものがあるのでしょうか。 |
| 3 | 書類提出 | 減免・戻し税に係る輸出申告時の書類提出が必要な輸出申告 | 説明会資料の注の③の関係で、減免・戻し税の適用に関連して、輸出申告時に一定の書類の提出が義務付けられている輸出申告にはどのようなものがあるのでしょうか。 |
| 4 | 書類提出 | 税関長が特に必要と認めるもの | 説明会資料の注の⑤の関係で、「その他税関長が特に必要と認めるもの」とは具体的にどのような場合を想定されているのでしょうか。 |
| 5 | 書類提出 | 提出を要する場合の契約書の扱い | 改正前の法第68条第1項では「仕入書を税関に提出しなければならない」とあり、第2項では「課税標準を決定することが困難な場合は契約書その他の書類・・・を提出させることができる」となっておりますが、改正後の法第68条では「・・・必要がある場合には、契約書、仕入書その他の・・・提出させることができる」となっているため、提出を要する場合、仕入書以外に契約書も提出する必要があるとの読み方もできるがどのように解釈すればよいのでしょうか。現状の取引では契約書をとにかかわらず、口頭での確認のみで行っている輸出入者もあることから、契約書を提出することが難しい場合もあります。 |
| 6 | 書類提出 | 提出書類とは | 書類の提出は、必要となる書類だけを提出すればよいですか。 |
| 7 | 書類提出 | 提出書類とは | 食品衛生法等のインターフェースシステムを利用する他法令確認とマニュアルによる他法令確認(要提出)が行われ、その結果「IY」が表示された場合、インターフェースシステムにより行われた他法令確認の届出済書、合格書等の提出は必要ですか。 |
| 8 | 書類提出 | 区分2、3で提出不要のケースはあるか | 区分2、3で、書類提出が不要となるものはありますか。 |
| 9 | 書類提出 | 提出不要申告に係る書類提出の可否 | 書類提出が不要のものは、書類を提出することが可能ですか。 |
| 10 | 書類提出 | 提出不要申告に係る個別評価申告書の扱い | 書類提出が不要のものは、個別評価申告書の提出も不要でよいですか。 |
| 11 | 書類提出 | 申告内容等の確認を受ける場合 | 輸出入許可後に申告書類を提出し、申告内容等の確認等を受けている場合がありますが、今後提出不要とされた申告の場合はどのようにすれば良いですか。 |
| 12 | 書類提出 | 書類提出官署 | 区分1の書類提出先は、申告官署に限られるのですか。 |
| 13 | 書類提出 | 分割して輸入する際の提出可否 | IS後にISWを数件に分けて通関する場合、又は1インボイスを複数港で内取りして通関するような場合は、申告関係書類を提出する必要はありますか。 |
| 14 | 書類提出 | 非違の対象 | 仕入書を提出すべきところを提出しなかった場合、非違の対象となるのでしょうか。 |

| 番号 | 項目 | 設 問 | 回 答 | |
|----|-------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 15 | 書類提出 | 非該当証明書の提出可否 | 提出が必要となる書類について、該非判定書(パラメータシート)のような非該当を証明するような書類も対象となるのでしょうか。或いは、許諾書といった書類が区分1であっても提出ということになるのでしょうか。 | 申告において他法令の許可承認を証明する書類など行政側が発行する書類がある場合は、提出する必要があります。また、業監証明など、法令等で他法令に該当しないことを証明する書類を税関に提出する必要があるものとして掲げられているものについても、提出する必要があります。一方、パラメータシートや知的財産関係許諾書、製品安全データシート(MSDS)などの申告者自らが単なる非該当等を証明する書類にあっては、法令等上、特に定めのある書類ではないため、申告書類の提出は省略可能です。 |
| 16 | 提出省略 | AEO輸入者の提出省略 | 提出省略に係るAEO輸入者の対応は、変わりないと考えてよいですか。 | AEO輸入者の特例申告貨物の取扱いに変更はありません。これまでどおり仕入書の提出は不要です。 |
| 17 | 提出省略 | 懸念3カ国に係る輸出申告 | 懸念3カ国(イラン、イラク、北朝鮮)に係る輸出申告においては、仕出人が署名をした仕入書の原本を提出していたが、今後の取扱いはどうなりますか。 | 署名のない仕入書をもって申告して差支えありません。 |
| 18 | 提出省略 | AEO輸入者の提出書類 | 区分1であっても提出が必要とされる書類(説明会資料P.3に記載の①～⑤)については、AEO輸入承認を取得すれば、提出省略できますか。 | 税関において、通関数量等の裏落しを必要とする書類のある申告については、提出願います。 |
| 19 | 書類の保存 | 原産地証明書誤廃棄時の特恵(EPA)税率適用可否 | 書類の提出が必要であったにもかかわらず、誤廃棄してしまった場合、特恵(EPA)税率は適用できますか。 | 適用できませんので、誤廃棄のないように留意願います。 |
| 20 | 書類の保存 | 線引き仕入書の保管可否 | 申告の際に通関業者で線引きをした仕入書は、修正申告の際に必要なことが多いのですが、保管の必要はないのですか。 | 必要ありません。 |
| 21 | 書類の保存 | 線引き仕入書の廃棄後の対応 | 書類の提出が不要となった申告について、後日税関から、通関業者が線引きをした仕入書の提出を求められた場合、既に廃棄しているケースが出てくるとはありますが、問題ありませんか。 | 申告内容について税関からお尋ねすることもあります。線引きをした仕入書が廃棄されたことをもって、問題とすることはありません。 |
| 22 | 書類の保存 | 提出不要申告の保存を電子媒体で行うことの可否 | 通関関係書類を税関に提出しない場合、輸出入者において書類の保存をする必要があるとのことですが、PDF等の電子媒体(スキャナ等)で保存することは可能でしょうか。 | 「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」(以下、「電帳法」という)に基づき、税関長の承認を受けたうえで、同法に規定された要件を満たした方法で保存する必要があります。 (電子媒体の保存要件: ① スキャナの解像度が一定以上(200dpi以上・256階調以上)であること。 ② スキャナで読み取る際に電子署名及び電子スタンプを行うこと。 ③ 記録の訂正又は削除を行った場合、これらの事実及び内容を確認することができること。 ④ 記録事項の検索機能が確保されていること。等) |
| 23 | 書類の保存 | 通関業者が委託を受けて通関関係書類を電子保存する場合の「電帳法」に基づく承認の可否 | 輸出入者が関税法に基づき通関関係書類を電子保存する場合には、税関に対して「電帳法」に基づく承認を受けることが必要とされていますが、通関業者が通関業法に基づき通関関係書類を電子保存する際は、特に承認等は要しないと理解しています。通関業者が輸出入者から委託を受けて通関関係書類を電子保存する場合は、輸出入者と同じく「電帳法」に基づく承認が必要となるのでしょうか。 | 輸出入者から委託を受けて通関業者が通関関係書類を電子保存する場合、通関業者は書類の保存に際して「電帳法」上の要件を満たす必要がありますが、「電帳法」に基づく承認を受けるのは輸出入者となります。なお、通関業者が通関業法に基づき保管することとされている通関関係書類を電子保存する場合には、特段、承認等は要しません。 |
| 24 | 書類の保存 | 電子保存に係る具体例 | 電子保存について具体例を挙げて説明して頂けますと有り難い。電子取引とは何でしょうか。取引情報とはどこからどこまでの範囲か等。 | 電子保存に関する具体例としては、電子取引で使用したデータをそのまま保存する方法や取引に使用した書面をPDFにして保存する方法等が考えられます。なお、一般的に電子取引とは、取引に関して受領・交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書、その他これらに準ずる書類に記載される事項を電磁的方式により行う取引をいいます。また、輸出入申告貨物について、電子取引により行った場合、当該電子取引に係るファイルも保存義務の対象となります。 |
| 25 | 書類の保存 | 通関関係書類の保存期間 | 通関関係書類を税関に提出しない場合、その書類は何年間保存をする必要があるのでしょうか。 | 通関関係書類を税関に提出しない場合は、関税法の規定に基づき、輸出入ともに許可の日の翌日から5年間保存していただくこととなります。なお、輸入の場合で、帳簿への必要事項の記載に代えて輸入許可書や関係書類を保存するときは、これらの書類を7年間保存していただく必要があります。 |
| 26 | 書類の保存 | 通関関係書類の荷主と通関業者による分担保存の可否 | 通関関係書類を税関に提出しない場合、輸出入者(荷主)と通関業者が分担して保存することは可能でしょうか。 | 通関関係書類の保存に関しましては、関税法の規定に基づき、あくまでも輸出入者において行っていただくものでございますが、輸出入者以外の第三者にその保存を委託することも可能であり、また、保存すべき通関関係書類の一部を当該第三者と分担して保存することも可能です。 |
| 27 | 書類の保存 | 輸出入者以外の者による保存の場合の書類は原本か | 輸出入者以外の者が、輸出入者から委託を受けて通関関係書類を保存する場合、当該書類は原本を保存する必要があるのでしょうか。 | 輸出入者以外の者が、輸出入者から委託を受けて通関関係書類を保存する場合は、当該書類の原本を保存する必要があります。なお、輸出入者が通関関係書類の原本を保存しており、通関業者に当該書類の写しを渡している場合には、通関業者は当該書類の写しを保存する必要はありません。 |

| 番号 | 項目 | 設 問 | 回 答 |
|----|-------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 28 | 書類の保存 | 通関業者が行う通関関係書類の保存に係る料金 | 通関関係書類の保存に関する料金につきましては、(通関業法基本係数18-1に規定する)「通関業務の料金」には該当しません。 |
| 29 | 書類の保存 | 輸入申告に際し通関業者へ送付した原産地証明書等の原本の輸入者保存 | 税関に提出した通関関係書類は保存義務の対象外となります。原産地証明書等の原本の確認を要する申告については、区分1となった場合でも税関に提出されることとされていることから、結果的に輸出入者の保存の対象外となります。但し、AEO輸入者の特例申告貨物にあっては、引き取り申告時に原産地証明書の提出が省略されますので、当該輸入者が保存することとなります。 |
| 30 | 書類の保存 | 「インボイス・パッキングリスト情報業務」に係る保存処理 | NACCSの「インボイス・パッキングリスト情報業務」で提出されたインボイス情報は、税関に提出されNACCSで保存されていることから、輸出入者で保存する必要はありません。ただし、区分1となって提出が省略される場合には、データ又は書類でインボイスを保存していただく必要があります。 |
| 31 | 書類の保存 | 通関業者の書類保存 | 通関業法第22条及び同法施行令第8条の規定により、通関業者が保存することとされている書類には、仕入書は含まれません。したがって、通関業者に仕入書の保存義務は発生しません。 |
| 32 | 書類の保存 | 委託による通関業者の保存業務の通関業法上の扱い | 輸出入者から通関業者へ書類の保存を委託された場合、通関業者による書類の保存業務は通関業法上の通関業務に該当するのでしょうか。 |
| 33 | 書類の保存 | 保税蔵置場の書類保存義務 | 提出省略される区分1の輸出入申告書類について、保税蔵置場としての保存義務はありますか。 |
| 34 | 書類の保存 | 通関業者における書類の保存期間 | 輸出入者の輸出入通関関係書類に係る保存義務の期間は、5年です。委託を受けた場合は通関業法上の保存期間(3年)ではなく5年となります。 |
| 35 | 書類の保存 | 通関業者の書類保存の可否 | 基本的には書類保存は輸出入者となりますが、通関業者が輸出入者の代わりに保存することは問題ありませんか。 |
| 36 | 書類の保存 | 輸出入者又は輸出入者の依頼を受けた者の保存対象となる書類 | 保存が必要となる通関関係書類としては、仕入書以外のものかどうか。提出が必要となる通関関係書類としては、仕入書以外のものかどうか。 |
| 37 | 書類の保存 | 第三者による書類の保存 | 保存に係る第三者(通関業者)への委託に関して、従前に交わした輸出入者から通関業者への委任状でよいのでしょうか。新たに委任状を用意する必要があるのでしょうか。 |
| 38 | 書類の保存 | 保存対象の「原本」の解釈 | 保存義務は、原本ということですが、何をもちて原本とすればよいですか。原本の解釈を教えてください。 |
| 39 | 書類の保存 | 税関長が特に必要と認めるものとして提出をを求める期間 | 説明会資料の注の「⑤その他税関長が特に必要と認めるもの」の場合、許可通知書への提出要否の表示は行えないと思われませんが、税関から提出を求められる期間というのはどれくらいの期間を考えればよいですか。 |
| 40 | 証明関係 | 原本照合の対応 | 区分1の提出省略となった申告について、後日、原本照合などを要する場合、原本が税関にはないが、どのような対応となるのでしょうか。 |
| 41 | 仕入書 | 税関が認める仕入書、契約書とは | 仕入書の記載事項が改正法では見当たらない、また、契約書の記載事項も見当たらない。税関ではどのようなものを契約書、仕入書と認めるのでしょうか。 |
| 42 | 許可後対応 | 原本訂正の対応 | 区分1の提出省略となった申告について、後日訂正、原本訂正といったことが必要となる場合の対応はどのような形で行われるのでしょうか。 |
| 43 | 許可後対応 | 提出不要申告に係る書類の正当性 | 書類の提出が不要となった申告について、修正申告等の際に、提出する必要があるのでしょうか。 |
| 44 | 許可後対応 | 提出不要申告に係る税関からの照会対応 | 書類の提出が不要となった申告については、通関業者でも関係書類を廃棄していくこととなるため、許可後の税関からの照会については時間を要するケースが出てくると思いますが、問題ないですか。 |
| 45 | 許可後対応 | 通関関係書類の保存を通関業者が行う場合の事後調対応の要否 | 輸出入者から委託を受けて通関関係書類の保存を通関業者が行った場合、事後調査の時に通関業者が対応する必要性が出てくるのでしょうか。 |
| 46 | NACCS | NACCSによる輸出入申告時の「インボイス識別」欄 | 輸出入申告時にNACCSで必須入力となっている「インボイス識別」欄について、7月の区分1提出省略実施以後、入力に変更は生じるのでしょうか。 |